



作業服製作の取組みに関する産学連携協定書



甲南女子大学



常盤電機株式会社

株式会社廣瀬商会



ハイドサイン株式会社

作業服製作の取組みに関する産学連携協定書

甲南女子大学（以下「甲」という。）、常盤電機株式会社（以下「乙」という。）、株式会社廣瀬商会（以下「丙」という）及びハイドサイン株式会社（以下「丁」という）は、相互の連携・協力を推進するために、以下の通り、産学連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が相互に連携して、甲のゼミ活動等を活用して乙が使用する作業服の企画・デザイン・製作に関する取組みを通じて、実践型社会連携教育の推進及び地域企業への貢献を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、必要な活動を実施する。

- (1) 作業服の企画、デザイン及び製作に関すること
- (2) 学生によるデザイン提案、試作への支援、協力に関すること
- (3) 広報及び情報発信に関すること
- (4) その他、双方が必要と認めること

（連絡調整窓口）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条の事項の円滑かつ効果的な推進を図るため、それぞれ連絡調整窓口を設置するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づき連携・協力するにあたり、相手方より開示を受け、又は知り得た情報であって、非公開であり相手方から秘密である旨が表示されたもの（以下「秘密情報」という。）について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（個人情報保護）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づき連携・協力するにあたり、個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。）を取り扱う場合、適切な安全管理措置を講じた上で、本協定の目的の範囲内で個人情報を利用するものとし、本協定の目的以外の目的で個人情報を利用してはならない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲、乙、丙及び丁は、自ら、自らの役員、経営関与者又はこれらに準ずる者が暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団・その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲、乙、丙及び丁は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 威嚇的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、連携・協力の継続が不適切である場合、何らの催告を要せずに、本協定を解除することができる。なお、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

（協定の見直し）

第7条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出た時は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（費用負担）

第8条 第2条の事項を実施するために必要となる費用、その他活動に必要な費用の負担割合については、甲、乙、丙及び丁協議の上、決定する。

（成果の帰属及び取扱い）

第9条 甲、乙、丙及び丁はいずれも、本協定を遂行する過程で、相手方から提供された秘密情報に依拠して、開発、考案、意匠、著作物、その他の知的財産権（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、回路配置権、回路配置権の設定の登録

を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、育成者権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含むが、これらに限定されない。）及び商標権、並びに、これらのいずれかに相当する日本国外の法令に基づく権利）の目的となるものを得た場合には、相手方に対し速やかに通知し、その取扱いについて協議するものとし、また、相手方の承諾なく単独で出願、登録等を行ってはならない。

（損害賠償）

第 10 条 甲、乙、丙又は丁は、本契約に違反し又は故意もしくは過失によって相手方又は第三者に損害を及ぼした場合には、自己の行為と相当因果関係の認められる範囲で当該損害を賠償する責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙、丙及び丁協議の上、その対応にあたるものとする。

（疑義の決定）

第 11 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

（協定の有効期間）

第 12 条 本協定の有効期間は、締結日より令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日の 1 ヶ月前までに、甲、乙、丙又は丁から書面により更新する旨の申出があれば、本協定の有効期間を期間満了の翌日から 1 年間継続するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第 13 条 甲、乙、丙又は丁は、相手方がその責に帰すべき事由により本協定の条項のいずれかを履行しないときは、相手方に催告を行い、なお履行がない場合は、書面による通知をもって本協定を解除することができるものとする。

（中途解約）

第 14 条 乙、丙及び丁は、相手方に対して 1 ヶ月前までに書面で予告することにより、本協定を中途解約できるものとする。

（合意管轄）

第 15 条 甲、乙、丙及び丁は、本協定における一切の紛争（調停による裁判手続きを含む）は、被告の当社所在地を管轄する地方裁判所を第一審専属的合意管轄とすることに合意する。

以上、本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

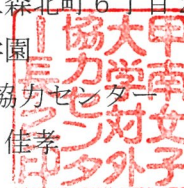
令和7年4月1日

甲 住所： 兵庫県神戸市東灘区森北町6丁目2-23

学校法人甲南女子学園

甲南女子大学 対外協力センター

センター長 岩崎 佳孝



乙 住所： 兵庫県姫路市北今宿2-4-1

常盤電機株式会社

代表取締役社長 常盤 充



丙 住所： 東京都中央区八重洲1-4-18

株式会社廣瀬商会

代表取締役社長 廣瀬 慶太郎



丁 住所： 東京都中央区日本橋1-11-8

ハイドサイン株式会社

代表取締役社長 吉井 秀雄



